

2025年10月10日

お客さま各位

中兵庫信用金庫

「でんさいサービス利用規定」および
「でんさいライトサービス利用規定」の改正のお知らせ

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、当金庫の「でんさいサービス利用規定」、および「でんさいライトサービス利用規定」につきまして、下記のとおり改正させていただきますので、お知らせいたします。
なお、改正後の規定はすでにご利用のお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改正する規定

- ・でんさいサービス利用規定
- ・でんさいライトサービス利用規定

2. 改正内容

【共通】

- ・利用資格を一部変更しました。

【「でんさいサービス利用規定」】

- ・「債務者利用」の決済口座について、普通預金口座も指定可能としました。

※改正の詳細は、次項以降の各新旧対照表をご覧ください。

3. 改正日

2025年10月20日

以上

「でんさいサービス利用規定」新旧対照表 (改正箇所のみ)

下線部が変更箇所

現行	改正後
第2条 (利用資格) 利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。 なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。 1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合 一 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境がある方 二 当金庫の営業地区内に事務所または住所のある事業者の方 <u>三 当金庫との当座勘定預金取引がある方（債務者利用の場合）</u> <u>四 手形交換所の取引停止処分を受けていない方</u> <u><追加></u> 2. 債権者利用限定特約により利用される場合 一 当金庫所定の端末を利用できる環境がある方 二 当金庫の営業地区内に事務所または住所のある事業者の方 <u>三 手形交換所の取引停止処分を受けていない方</u> <u><追加></u> 3. 保証利用限定特約により利用される場合 一 事業者に準ずる個人（法人代表者等のほか、事業経営に深く関与している等、実態的に経営者に準ずる者を含む。） 第15条 (決済口座) 1. お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。 2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、<u>債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。</u> 3. 届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。 4. 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。 5. 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。	第2条 (利用資格) 利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。 なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。 1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合 一 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境がある方 二 当金庫の営業地区内に事務所または住所のある事業者の方 <u><削除></u> <u>三 電子交換所の取引停止処分を受けていない方</u> <u>四 当金庫のでんさいライトサービスを利用していない方</u> 2. 債権者利用限定特約により利用される場合 一 当金庫所定の端末を利用できる環境がある方 二 当金庫の営業地区内に事務所または住所のある事業者の方 <u>三 電子交換所の取引停止処分を受けていない方</u> <u>四 当金庫のでんさいライトサービスを利用していない方</u> 3. 保証利用限定特約により利用される場合 一 事業者に準ずる個人（法人代表者等のほか、事業経営に深く関与している等、実態的に経営者に準ずる者を含む。） 第15条 (決済口座) 1. お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。 2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座<u>とします。</u> 3. 届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。 4. 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。 5. 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。

2025年10月

「でんさいライトサービス利用規定」新旧対照（改正箇所のみ） 下線部が変更箇所

現行	改正後
第2条（利用資格） 利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。 なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。 1. 債務者として利用される場合 一 当金庫のでんさいサービスを利用して<u>いないこと</u> 二 当金庫の営業地区内に事務所または住所のある事業者の方 <u>三 当金庫との当座勘定預金取引がある方（債務者利用の場合）</u> <u>四</u> 電子交換所の取引停止処分を受けていない方 2. 債権者利用限定特約により利用される場合 <追加> <u>一</u> 当金庫の営業地区内に事務所または住所のある事業者の方 <u>二</u> 電子交換所の取引停止処分を受けていない方	第2条（利用資格） 利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。 なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。 1. 債務者として利用される場合 一 当金庫のでんさいサービスを利用して<u>いない方</u> 二 当金庫の営業地区内に事務所または住所のある事業者の方 <削除> <u>三</u> 電子交換所の取引停止処分を受けていない方 2. 債権者利用限定特約により利用される場合 <u>一 当金庫のでんさいサービスを利用していない方</u> <u>二</u> 当金庫の営業地区内に事務所または住所のある事業者の方 <u>三</u> 電子交換所の取引停止処分を受けていない方 <u>2025年10月</u>